

市・県民税の申告は3月16日(月)までに

2019年1月～12月分
までの申告です

令和2年度【令和元年(2019年)中の所得に対する】市・県民税の申告受付を行います。昨年申告された方には、1月下旬に申告書を郵送します。申告が必要な方で申告書が手元にない方は、市民税課、区役所税務室、総合出張所、まちづくりセンターで受け取ってください。各会場、混雑が予想されますので、郵送での申告にご協力をお願いします。(個人番号・本人確認書類、源泉徴収票、各種証明書など必要書類を必ず添付してください。)

申告が必要な方

- 令和2年1月1日現在、熊本市内に住所がある方で令和元年(2019年)中に
- 営業、農業、不動産、配当などの所得があった方
 - 給与所得者でその他の収入があった方
 - 日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった方
 - 退職し、再就職していない方(年末調整が未済で控除などの変更がある方)
 - 公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける方やほかの収入があった方
 - 世帯の主たる人が市外へ単身赴任などで転出している家族の方
 - 遺族年金や障害年金などの非課税年金のみを受給していた方
 - 雇用保険のみを受給している方
 - 収入がなかった方(市内に住所がある親族の扶養となっている方を除く)
 - 上場株式等に係る譲渡所得等・配当等について、所得税と異なる課税方式を選択される方 など

申告の必要がない方

- 所得税および復興特別所得税の確定申告をする方
- 所得が給与所得のみで勤務先から「給与支払報告書」を本市に提出する方
- 収入が公的年金のみで所得控除の必要がない方
- 収入がなく、市内に住所がある親族の扶養となっている方

所得税および復興特別所得税の確定申告について

所得税および復興特別所得税の**確定申告**は、日程表の○印がついている会場のみで受け付けます。ただし、以下の申告については、2/17～3/16(一部土日・休日を除く)の間、**確定申告会場(熊本城ホール)**での申告をお願いします。

- 確定申告で雑損控除を受ける方
- 譲渡(土地、建物、株式等の売却)所得のある方
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 死亡した方の申告(準確定申告)をする方
- 事業(営業、農業、不動産)所得のある方で収支計算ができていない方
- 確定申告書控に受付印が必要な方
- 青色申告の方
- 平成30年分以前の申告をする方

申告に必要なもの

- (ア) 印鑑(認印可・シャチハタ不可)
- (イ) 個人番号カード【申告書には扶養者の個人番号(マイナンバー)の記載欄もありますので、個人番号が確認できる書類をお持ちください】
※個人番号カードをお持ちでない方は通知カードなど個人番号(マイナンバー)が確認できる書類をお持ちください。通知カードの場合は、免許証、保険証等本人確認書類も必要です。
- (ウ) 収入を証明できるもの
 - 給与所得や公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など
 - 事業所得の方は、帳簿や収支内訳書などの収入や必要経費などが確認できる書類
- (エ) 所得から控除する金額が確認できるもの
 - 国民健康保険料や介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料などの領収書または支払証明書(確認書)
 - 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書、医療費の領収書や医療保険者が発行する医療費の額などを通知する書類、補てん金(高額医療・医療保険など)が確認できる書類
※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける方は、セルフメディケーション税制の明細書、スイッチOTC医薬品の領収書、健康保持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行ったことが証明できる書類(定期予防接種の領収書、定期健康診断の結果通知表など(結果を黒塗りなどした写しでも可))
 - 障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書 など
 - 寄附金税額控除を受ける方は寄附金の領収書
- (オ) 国外居住者を扶養する場合は、親族関係書類と送金関係書類
- (カ) 昨年度、雑損控除や雑損失の繰越控除の申告をされた方のうち、本年度に繰り越し損失額がある方は、繰越金額がわかるもの
- (キ) 昨年の申告書や事業所得などのある方は、収支内訳書の控 など

注意 下記申告期間(1/27～3/16)は、各申告会場に職員が出勤するため、区役所税務室窓口では申告受付はできません。下記の会場で申告をお願いします。

市・県民税の申告受付日程表

※会場への入場・番号札の配布は、午前8時半からを予定しています。

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	時間	
中央区	×	中央区役所2階	帯山西	2月27日(木)	午前9時～11時半 午後1時～5時	
			帯山	2月28日(金)		
			黒髪	3月2日(月)		
			出水	3月3日(火)		
			砂取・出水南	3月4日(水)		
			大江・白川	3月5日(木)		
			託麻原	3月6日(金)		
			白山	3月9日(月)		
			本荘・春竹	3月10日(火)		
			一新・慶徳	3月11日(水)		
			碩台・五福	3月12日(木)		
			向山	3月13日(金)		
			城東・壺川	3月16日(月)		
※駐車場には限りがあり有料です。周辺の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。						
東区	×	東区役所1階	託麻西、託麻東	1月27日(月)	午前9時半～11時 午後1時～3時半	
			託麻南、託麻北	1月28日(火)		
			秋津	3月2日(月)		
			若葉	3月3日(火)		
			桜木・桜木東	3月4日(水)		
			泉ヶ丘・長嶺	3月5日(木)		
			山ノ内	3月6日(金)		
			健軍	3月9日(月)		
			東町・月出	3月10日(火)		
			尾ノ上	3月11日(水)		
			健軍東	3月12日(木)		
西区	×	芳野分室	芳野、河内	2月10日(月)	午前9時半～11時	
			河内まちづくりセンター(河内公民館)	河内(河内、白浜地域)		1月30日(木)
				河内(船津地域)、芳野		1月31日(金)
			西区役所公民館1階大ホール	松尾東、松尾西、松尾北、池上		3月2日(月)
				小島、中島、古町		3月3日(火)
春日、飽田東、飽田西、飽田南	3月5日(木)					
花園まちづくりセンター(旧花園総合出張所)	×	池田、花園、城西	白坪、銭塘、川口、奥古閑、中緑	3月6日(金)		
			池田、花園、城西	2月5日(水)		

※表中「確定申告」の欄に「×」の付いた会場では、所得税および復興特別所得税の確定申告の受付はできません。

区	確定申告	会場	対象校区(地区)	期日	時間
南区	○	南部まちづくりセンター(旧南部出張所)	日吉、力合、力合西	2月6日(木)	午前9時半～11時 午後1時～3時半
			川尻、城南、日吉東	2月7日(金)	
	○	幸田まちづくりセンター(幸田総合出張所)	田迎、田迎西	2月12日(水)	
			田迎南、御幸	2月13日(木)	
	×	天明まちづくりセンター(天明総合出張所)	銭塘、川口	2月6日(木)	
			奥古閑、中緑	2月7日(金)	
	○	城南福祉センター(城南総合出張所)	中宮地、才木、六田、本町、島田、さんさん	2月17日(月)	
			金屋町、下宮地、二ノ町、萱木、城南団地、一ノ町	2月18日(火)	
			上宮地、旭町、阿高、藤山、沈目	2月19日(水)	
			舞原、栄町、南藤山、鰐瀬	2月20日(木)	
陳内、土鹿野、旭が丘団地、尾窪、塚原			2月21日(金)		
東阿高、東阿高団地、坂本、吉野、平野、碓			2月25日(火)		
赤見、築地、今、高、出水			2月26日(水)		
千原、永、善町、丹生宮			2月27日(木)		
杉島、御船手、小岩瀬、国町、鳥場			3月9日(月)		
榎津、廻江、清藤、新			3月10日(火)		
○	南区役所3階会議室	木原、田尻、西田尻、古閑	3月11日(水)		
		平原、南田尻、志々水	3月12日(木)		
		釈迦堂、大町、上杉、菰江、莎崎、碓江	3月13日(金)		
×	飽田まちづくりセンター(旧飽田総合出張所)	飽田西、飽田南	2月20日(木)		
		飽田東	2月21日(金)		
※飽田・天明地区の確定申告受付は3月5日(木)～6日(金)に西区役所公民館で行います。					
北区	○	龍田まちづくりセンター(龍田総合出張所)	楡木、武蔵	1月29日(水)	午前9時半～11時 午後1時～3時半
			龍田、龍田西	1月30日(木)	
			楠、弓削	1月31日(金)	
	○	清水まちづくりセンター(清水総合出張所)	清水	2月3日(月)	
			麻生田、城北	2月4日(火)	
	○	北部まちづくりセンター(旧北部総合出張所)	高平台	2月5日(水)	
			川上	2月3日(月)	
	○	植木文化センター(北区役所東隣)	西里	2月4日(火)	
			北部東	2月5日(水)	
			山本	2月17日(月)	
植木			2月18日(火)		
吉松			2月19日(水)		
田底			2月20日(木)		
大和			2月21日(金)		
田原			2月25日(火)		
桜井			2月26日(水)		
山東			2月27日(木)		
菱形	2月28日(金)				

- お願い**
- できるだけお住まいの校区の期日にお越しください。都合が悪い場合は他の校区日の会場でも申告できます。
 - 例年、午前中は大変混み合います。比較的、午後の方が混み合いませんので、ご協力をお願いします。
 - 医療費控除や収支内訳の計算は相当時間がかかります。領収書などの合計は、事前に計算してお越しください。

問い合わせ先

- 市・県民税申告 市民税課(☎096-328-2181)
- 所得税および復興特別所得税の確定申告
最寄りの税務署(熊本西(☎096-355-1181)/熊本東(☎096-369-5566))
詳しくは、熊本国税局ホームページ
(<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>)へ